

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

三井住友建設株式会社（証券コード:1821）

【据置】

長期発行体格付	BBB+
格付の見通し	ネガティブ
債券格付	BBB+

■格付事由

- 03年4月に三井建設と住友建設が合併して誕生した準大手ゼネコン。三井、住友グループに属する唯一の建設会社であり、両グループの生産施設や商業施設などを数多く手掛けている。20年10月に橋梁工事を得意とする三井 E&S 鉄構エンジニアリング（現三井住友建設鉄構エンジニアリング）を子会社化し、橋梁事業を強化している。
- 近年、特定の国内大型建築工事（当該工事）の工程遅延などの影響により赤字が続いていたが、24/3期は3期振りに黒字を確保した。また、過去の自己資本の毀損により財務基盤の改善余地はあるものの、24/3期末には実質無借金となり、毀損した自己資本も回復傾向にある。以上から、格付を据え置きとした。一方、JCRでは労務需給などの状況を考慮すると、当該工事の追加的な工事損失リスクが残存しているとみており、見通しを「ネガティブ」とし、当該工事の進捗を注視していく。
- 24/3期は営業利益85億円（期初の会社計画：130億円）となった。土木事業と海外事業は好調に推移したが、当該工事を含む大型建築工事における工事損失の発生によって、期初の会社計画から下振れした。25/3期の会社計画は営業利益125億円としている。JCRでは、当該工事の損失を拡大させずに、会社計画程度の利益を確保できるか確認していく。
- 24/3期末の自己資本比率は17.0%（前期末：15.5%）、自己資本は697億円（同：636億円）であり、財務耐久力は徐々に改善している。ただし、マンション杭工事不具合問題により施主から損害賠償請求（約506億円）を受けており、その帰すうにも注意が必要である。

（担当）窪田 幹也・下田 泰弘

■格付対象

発行体：三井住友建設株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	ネガティブ

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	50億円	2020年10月22日	2025年10月22日	0.300%	BBB+
第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）	50億円	2022年6月14日	2027年6月14日	0.520%	BBB+

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年7月2日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：窪田 幹也
主任格付アナリスト：窪田 幹也
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年2月1日)、「総合建設」(2012年3月26日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 三井住友建設株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル